

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成27年1月30日	
【発行者名】	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・ カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	
【代表者の役職氏名】	取締役 高橋 寿幸	
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A (9A Rue Robert Stümper, L-2557 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)	
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大西 信治	
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所	
【事務連絡者氏名】	弁護士 大西 信治	
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所	
【電話番号】	03(6212)8316	
【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	日興グローバル・ファンズ (Nikko Global Funds)	
【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券の 金額】	日本大型株式ファンド	1兆円を上限とする。
	日本小型株式ファンド	1兆円を上限とする。
	グローバル株式ファンド	1兆円を上限とする。
	エマージング株式ファンド	1兆円を上限とする。
	日本債券ファンド	1兆円を上限とする。
	グローバル債券ファンド	1兆円を上限とする。
	ハイイールド債券ファンド	1兆円を上限とする。
	オルタナティブ・ファンド	1兆円を上限とする。
	不動産（REIT）ファンド	1兆円を上限とする。
	コモディティ・ファンド	1兆円を上限とする。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。	

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年4月30日に提出した有価証券届出書（平成26年7月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）に訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

（注）下線または傍線の部分は訂正箇所を示します。

表紙

< 訂正前 >

（前略）

代理人の氏名又は名称 弁護士 中 野 春 芽

（中略）

事務連絡者氏名 弁護士 中 野 春 芽

弁護士 橋 本 雅 行

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

代理人の氏名又は名称 弁護士 大 西 信 治

（中略）

事務連絡者氏名 弁護士 大 西 信 治

（後略）

第二部 ファンド情報

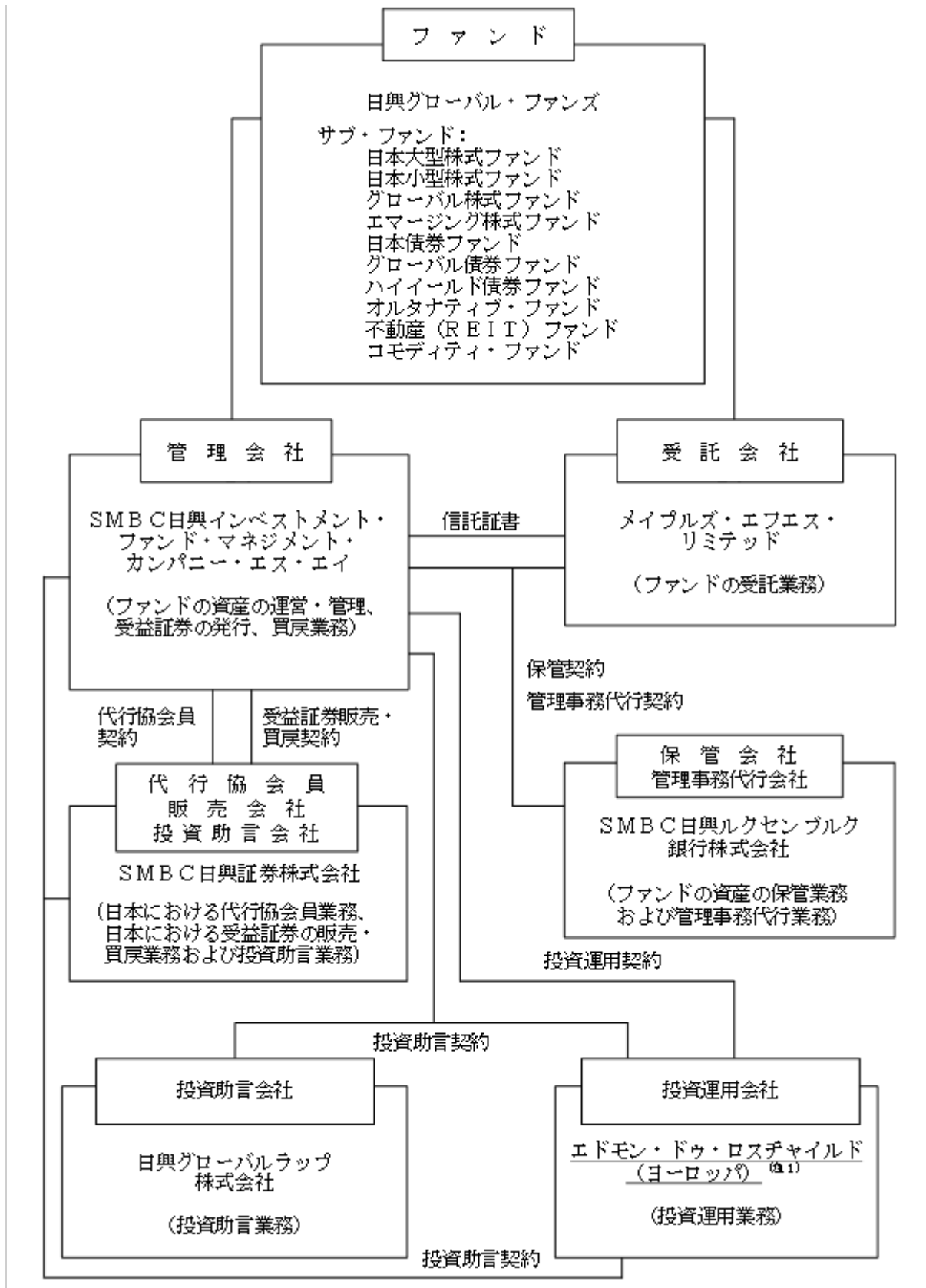
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

ファンドの仕組み



（注1）平成26年6月2日付で、商号がバンク・ブリヴェ・エドモン・ドウ・ロスチャイルド・ヨーロッパから変更された。以下同じ。

（注2）各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。

（中略）

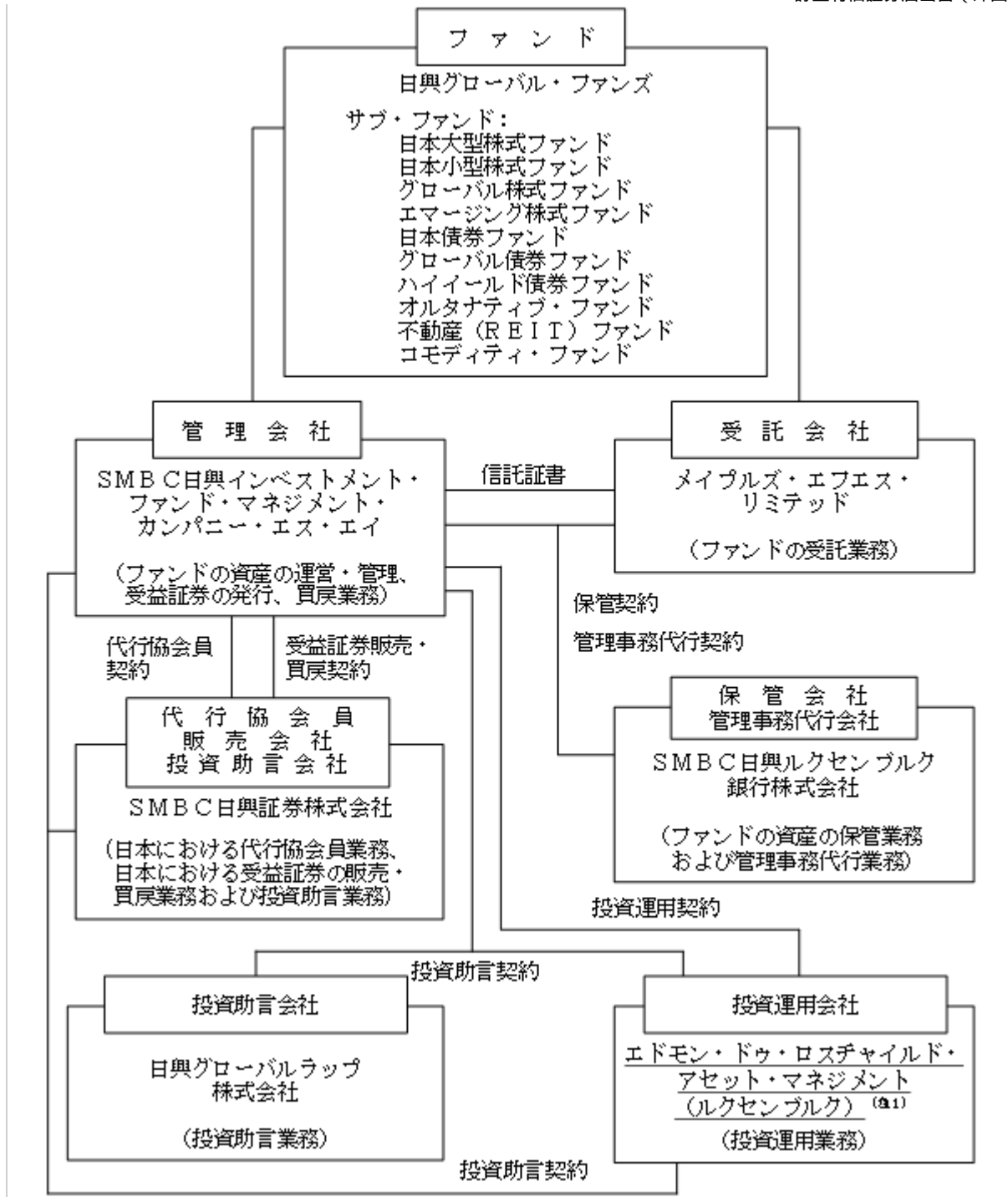
管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
（中略）		
S M B C日興証券株式会社	代行協会員 販売会社 投資助言会社	平成18年9月28日付で管理会社との間で代行協会員契約（注3）を締結。日本において代行協会員業務を行う。 平成18年9月28日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（平成19年3月5日付および平成19年6月15日付で改訂済）（注4）を締結。日本において販売・買戻業務を行う。 平成20年3月25日付で管理会社および投資運用会社との間で投資助言契約（注5）を締結。投資助言業務を行う。
<u>エドモン・ドウ・ロスチャイルド・</u> <u>（ヨーロッパ）</u> <u>（Edmond de Rothschild (Europe)）</u>	投資運用会社	平成18年9月20日付で管理会社との間で投資運用契約（注6）を締結。投資運用業務を提供する。
日興グローバルラップ株式会社	投資助言会社	平成18年9月20日付で管理会社および投資運用会社との間で投資助言契約（注5）を締結。投資助言業務を提供する。

（後略）

<訂正後>

ファンドの仕組み



(注1) 平成27年1月1日付で投資運用会社が、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）からエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）に変更された。以下同じ。

(注2) 各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。

（中略）

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
S M B C日興証券株式会社	代行協会員 販売会社 投資助言会社	<p>平成18年9月28日付で管理会社との間で代行協会員契約（注³）を締結。日本において代行協会員業務を行う。</p> <p>平成18年9月28日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（平成19年3月5日付および平成19年6月15日付で改訂済）（注⁴）を締結。日本において販売・買戻業務を行う。</p> <p>平成20年3月25日付で管理会社およびエドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）（以下、「旧投資運用会社」という。）との間で投資助言契約（注⁵）を締結（エドモン・ドゥ・ロスチャイルド企業グループの組織体制の変更に関連し、平成27年1月1日を効力発生日とする譲渡通知に従い、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）が旧投資運用会社の全ての権利、利益、義務および債務を承継）。投資助言業務を行う。</p>
<u>エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）</u> （Edmond de Rothschild Asset Management (Luxembourg)）	投資運用会社	<p>平成18年9月20日付で管理会社および旧投資運用会社が投資運用契約（平成26年10月10日付修正投資運用契約により改訂済）（注⁶）を締結（エドモン・ドゥ・ロスチャイルド企業グループの組織体制の変更に関連し、平成27年1月1日を効力発生日とする譲渡通知に従い、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）が旧投資運用会社の全ての権利、利益、義務および債務を承継）。投資運用業務を提供する。</p>

日興グローバルラップ株式会社	投資助言会社	平成18年9月20日付で管理会社および旧投資運用会社との間で投資助言契約(注5)を締結(エドモン・ドゥ・ロスチャイルド企業グループの組織体制の変更に <u>関連し</u> 、平成27年1月1日を効力発生日とする譲渡通知に従い、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(ルクセンブルク)が旧投資運用会社の <u>全ての権利、利益、義務および債務を承継</u>)。投資助言業務を提供する。
----------------	--------	--

(後略)

(6) 監督官庁の概要

<訂正前>

(前略)

受託会社またはケイマン諸島に居住する取締役または代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法(2013年改正)に基づき、CIMAによって、CIMA自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法(2013年改正)もしくは貯蓄収入情報報告(EU)法(2007年改正)ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社、取締役または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

<訂正後>

(前略)

受託会社またはケイマン諸島に居住する取締役または代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法(2013年改正)に基づき、CIMAによって、CIMA自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法(2014年改正)もしくは貯蓄収入情報報告(EU)法(2014年改正)ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社、取締役または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

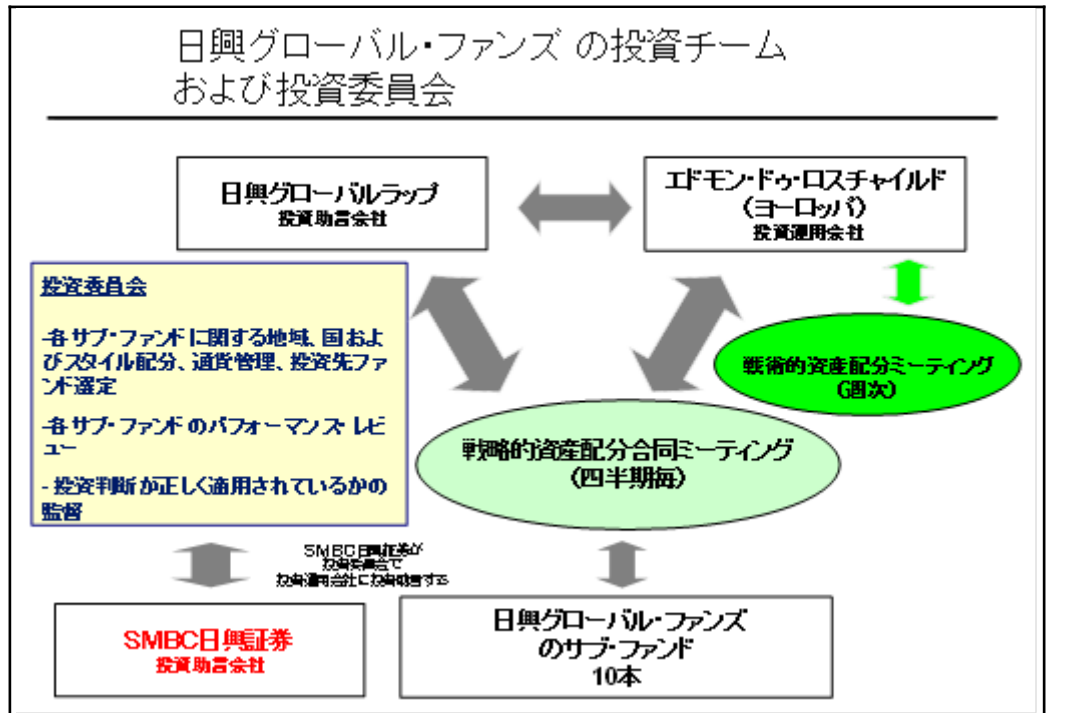
2 投資方針

(3) 運用体制

<訂正前>

(イ) 運用体制

ファンドの運用体制は以下に記載されるとおりである。



投資運用会社および投資助言会社のシニアメンバーにより構成され、投資運用会社の最高投資責任者（CIO）が率いる投資委員会によりファンドは運用される。本委員会は、ファンドの10本のサブ・ファンドで共通に設定された投資方針の定義づけ、構築および実行に関して責任を負う。投資プロセスはグローバル・マクロ・レビューに基づくトップ・ダウン・アプローチを特徴とする。投資委員会は、原則として、各四半期にルクセンブルグまたは東京で開催され、毎月あるいは必要が生じた時には電話会議が行われる。投資委員会は、以下の事項について検討する。

世界の市場の見通し

各サブ・ファンドの投資戦略：地域配分、国配分、スタイル配分

各サブ・ファンド内の投資先ファンド選定

各サブ・ファンドの為替リスク管理

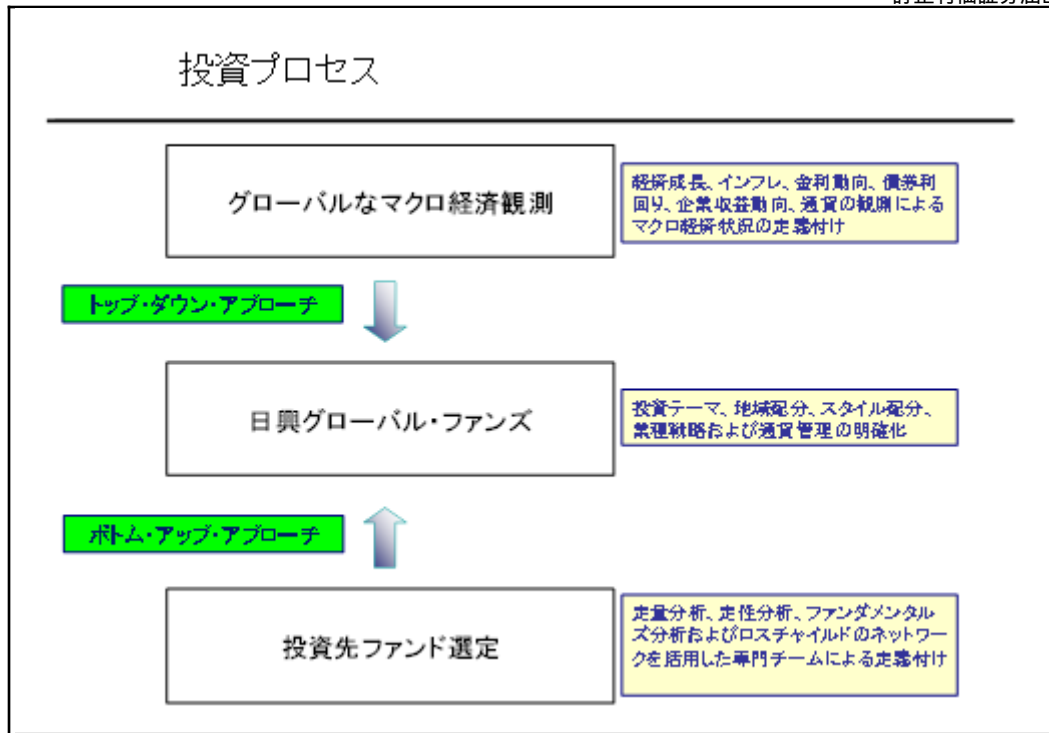
ファンドの投資運用会社は、CIO、ファンドリサーチ、株式リサーチ、債券リサーチの各責任者、最高業務責任者およびこれらの各チームが参加する戦術的資産配分ミーティングを毎週開催する。必要に応じて、当ミーティングで、投資運用会社の投資助言会社を務める日興グローバルラップとの合意により各サブ・ファンドの資産、配分および投資先ファンド選定に関して修正を提案する。

5人のファンド・マネジャーが、日々ファンドを運用し全ての投資判断を実行する。

（上記の体制は平成26年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。）

(ロ) 投資運用方針の意思決定プロセス

ファンドの投資運用方針は、以下のプロセスを通じて決定される。



ファンドの投資プロセスは、資産タイプ、地域および業種の見直しを検討するグローバルなマクロレビューに基づくトップ・ダウン・アプローチを特徴とする。マクロの背景（成長、インフレ、金利、債券利回り、通貨および企業収益の動向）が資産配分ミーティングにおいて検討され、またあらゆるその後の投資協議および判断の基礎となる。とりわけ、経済動向、金融政策、インフレおよび収益動向を分析および予測することにより、投資テーマ、地域戦略、スタイル配分および業種戦略が、戦略的および戦術的資産配分を開発する目的で検討される。戦略的および戦術的資産配分ミーティングは、このグローバルな情勢に基づき戦略的および戦術的手段を決定する。

投資は、主に、最適かつ最もパフォーマンスのよい投資先ファンドを用いて行われる。このような投資先ファンドは、ボトム・アップ・アプローチ、定量的な尺度と定性分析およびファンダメンタルの分析の融合に基づき専門チームにより選定される。

投資は、全体としての費用を可能な限り低く抑えるために（可能であれば）全ての選定された投資先ファンドの機関投資家クラスを用いて行われる。

(八) 職務および権限

日興グローバル・ファンズの投資委員会

日興グローバル・ファンズの10本のサブ・ファンドに関して一般に設定された投資方針(資産配分および投資先ファンド選定)の

- 定義
- 構築
- 実行

について責任を負う。

(二) 会議体もしくは委員会またはその他の内部組織

投資助言会社/投資運用会社における戦略的資産 配分ミーティング(12名前後)

- ➡ 任務： 10本のサブ・ファンドに関する戦略的資産配分の定義、
実行および監視
- ➡ 頻度： 四半期
- ➡ 目的： 投資方針に従った資産配分、投資先ファンドの選定のため
の市場見通しの分析
- ➡ 方法論： トップ・ダウン型グローバル・マクロ
- ➡ 委員長： 投資運用会社の最高投資責任者(CIO)
- ➡ 参加者： 投資運用会社、投資助言会社

投資運用会社 戦術的資産配分ミーティング (7名前後)

- ➡ 任務： 積極的な戦術的資産配分(TAA)、投資先ファンドの選定
- ➡ 頻度： 週次
- ➡ 目的： 投資方針に従ったTAA・投資先ファンドの選定により
パフォーマンスの向上および/またはリスクの低減を図る
- ➡ 方法論： テクニカル、モメンタムベース、コントラリアン等
- ➡ 委員長： 投資運用会社の最高投資責任者(CIO)
- ➡ 参加者： 投資運用会社

投資運用会社またはその従業員、関係会社もしくはその従業員による職務の遂行過程において、重過失、故意の不履行、悪意、現実の詐欺または職務懈怠から発生した場合を除き、管理会社は投資運用会社に対して、サブ・ファンドの資産の一部を形成する投資資産（現金を含む。）に対する権利主張、もしくは管理会社による投資運用契約の違反の結果として投資運用会社が合理的に負担し、または投資運用会社が関係するサブ・ファンドに関して投資運用契約に従って適正に行った行為から発生した、あらゆる経費、損失、請求および費用について、関係するサブ・ファンドの資産から補償を行う。投資運用契約は、投資運用会社が管理会社に対して3か月前の書面による通知を行った場合、または投資運用契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了する。

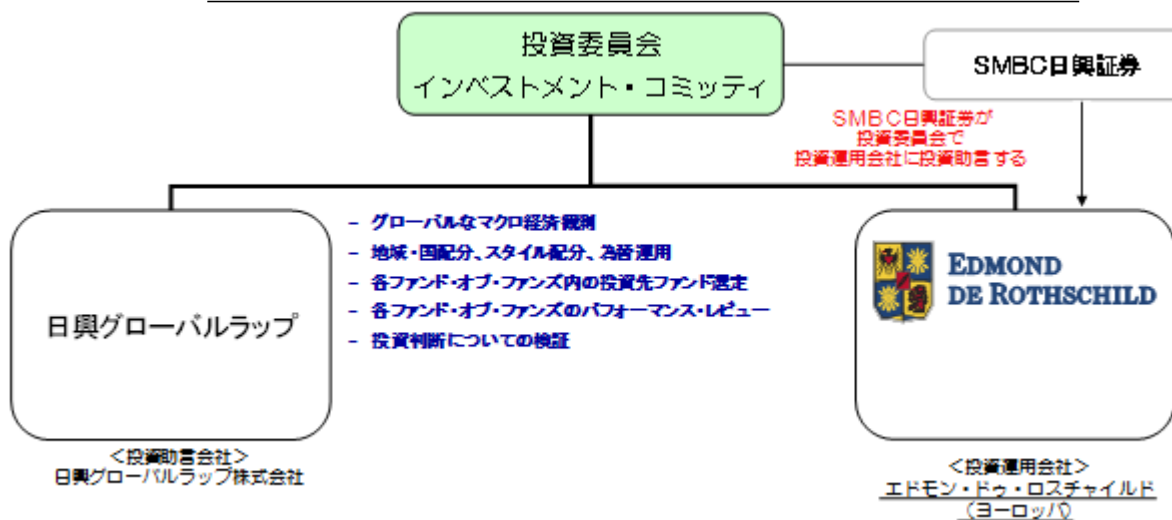
（中略）

（チ）投資委員会

投資委員会は、投資運用会社である、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）のシニアメンバーと投資助言会社のうち的一方である日興グローバルラップ株式会社のシニアメンバーにより構成され、ファンドの投資戦略、組入れ候補ファンドおよびその投資比率に関する方針について推奨を行う。

S M B C日興証券株式会社は、投資家との距離が近い金融商品取引業者として、投資委員会で投資運用会社に投資助言する。

日興グローバル・ファンズにおける『投資委員会』の役割

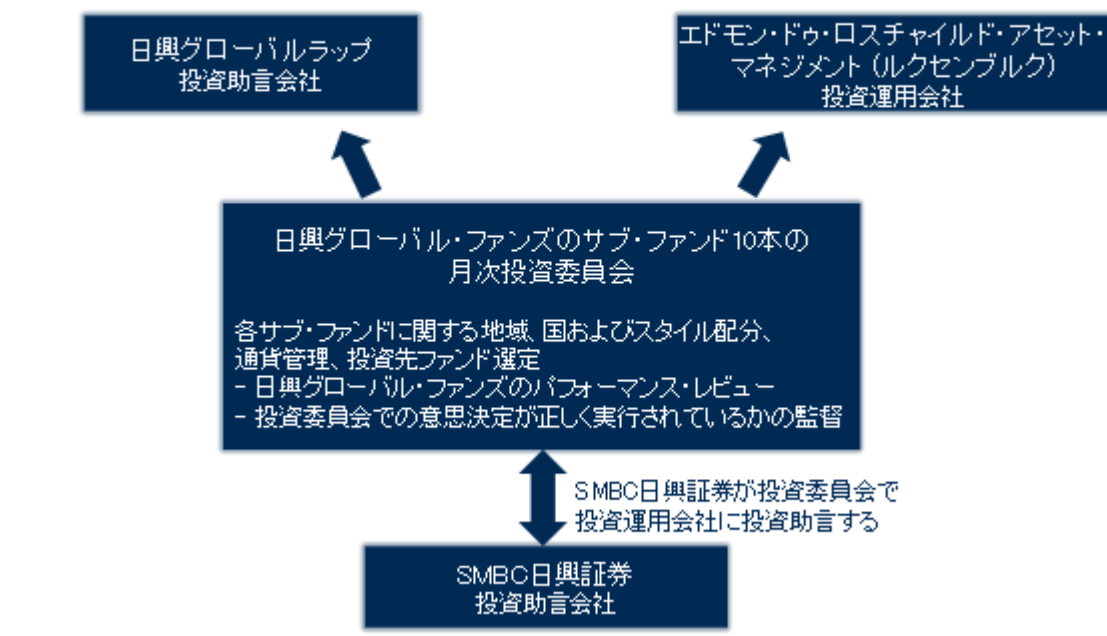


<訂正後>

(イ) 運用体制

ファンドの運用体制は以下に記載されるとおりである。

日興グローバル・ファンズの投資チームおよび投資委員会



投資運用会社および投資助言会社のシニアメンバーにより構成され、投資運用会社のアセット・マネジメントの責任者が率いる月次投資委員会によりサブ・ファンドの運用に関する意思決定を行う。本委員会は、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメントから、グローバル最高投資責任者、パリを拠点とするそのチーム、マルチ・マネジメント・ロング・オンリーの責任者、マルチ・マネジメント・オルタナティブの責任者ならびにジュネーブおよびロンドンを拠点とするそれぞれのチームによるサポートを受ける。本委員会は、10本のサブ・ファンドについて共通に設定した投資方針の定義や枠組みと、それらに基づき策定する投資方針、その実行に関して責任を負う。投資プロセスはグローバル・マクロ・レビューに基づくトップ・ダウン・アプローチを特徴とする。投資委員会は、原則として、各四半期にルクセンブルグまたは東京で開催され、毎月あるいは必要が生じた時には電話会議が行われる。投資委員会は、以下の事項について検討する。

世界の市場の見通し

各サブ・ファンドの投資戦略：地域配分、国配分、スタイル配分

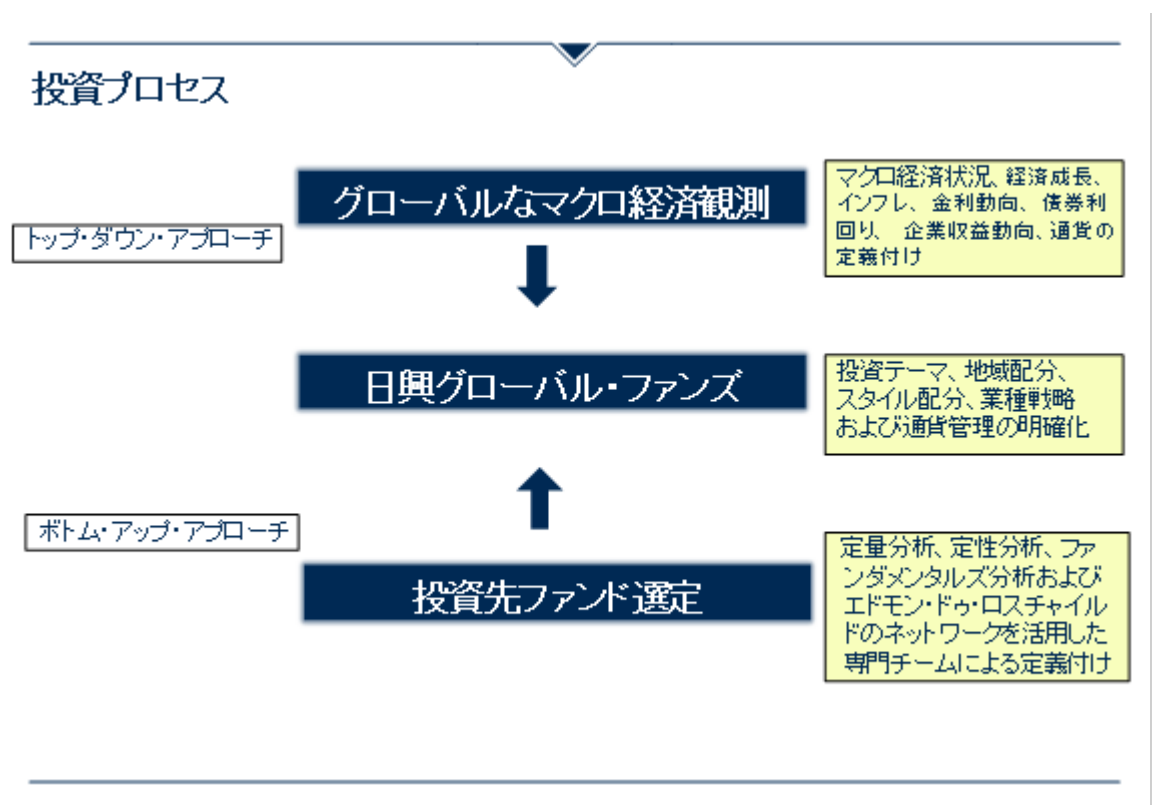
各サブ・ファンド内の投資先ファンド選定

投資運用会社のポートフォリオ・マネジャーは投資委員会の意思決定を実行することにより、日々サブ・ファンドの運用を行う。

(上記の体制は平成27年1月1日現在のものであり、今後変更となる場合がある。)

(ロ) 投資運用方針の意思決定プロセス

ファンドの投資運用方針は、以下のプロセスを通じて決定される。



ファンドの投資プロセスは、資産タイプ、地域および業種の見通しを検討するグローバルなマクロレビューに基づくトップ・ダウン・アプローチを特徴とする。マクロの背景（成長、インフレ、金利、債券利回り、通貨および企業収益の動向）が資産配分ミーティングにおいて検討され、またあらゆるその後の投資協議および判断の基礎となる。とりわけ、経済動向、金融政策、インフレおよび収益動向を分析および予測することにより、投資テーマ、地域戦略、スタイル配分および業種戦略が、戦略的および戦術的資産配分を開発する目的で検討される。戦略的および戦術的資産配分ミーティングは、このグローバルな情勢に基づき戦略的および戦術的手段を決定する。投資運用会社は、エドモン・ドウ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（グループレベル）のグローバル最高投資責任者およびパリを拠点とするそのチームによるサポートを受ける。

投資は、主に、最適かつ最もパフォーマンスのよい投資先ファンドを用いて行われる。このような投資先ファンドは、ボトム・アップ・アプローチ、定量的な尺度と定性分析およびファンダメンタルの分析の融合に基づき専門チームにより選定される。

投資は、全体としての費用を可能な限り低く抑えるために（可能であれば）全ての選定された投資先ファンドの機関投資家クラスを用いて行われる。

(八) 職務および権限

日興グローバル・ファンズの投資委員会

日興グローバル・ファンズに関して一般に設定された投資方針(資産配分および投資先ファンド選定)の

- 定義
- 構築
- 実行

について責任を負う。

(二) 会議体もしくは委員会またはその他の内部組織

エドモンドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント
(ルクセンブルク)/ 日興グローバルラップ

任務

- ・ 10本のサブ・ファンドに関する戦略的資産配分ガイドラインの定義、実行および監視

頻度

- ・ 月次

目的

- ・ 投資方針に従った資産配分、投資先ファンド選定のための市場見通しの分析

委員長

- ・ エドモンドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(ルクセンブルク)のアセット・マネジメント責任者

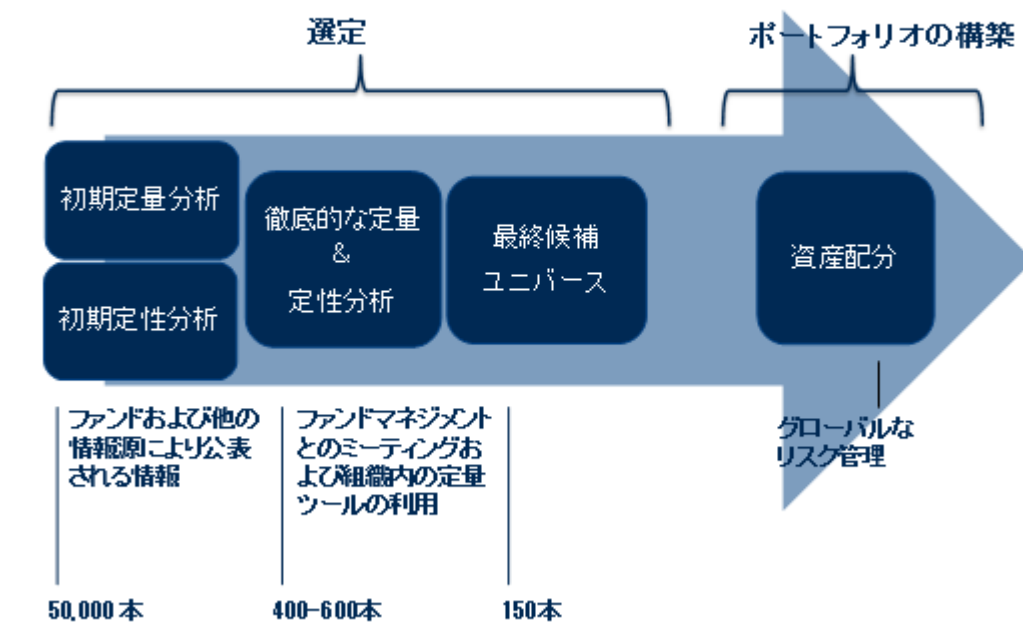
参加者

- ・ 日興グローバルラップ、エドモンドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(ルクセンブルク)

(ホ) 投資先ファンドの運用体制

投資運用会社は、マルチ・マネジメント・ロング・オンリーの責任者、マルチ・マネジメント・オルタナティブの責任者ならびにジュネーブおよびロンドンを拠点とするそれぞれのチームによるサポートを受ける。

投資先ファンド選定プロセス



(a) 投資運用の実行

投資委員会による決定に引き続いて、投資マネジャーが投資推奨を実行する。原則として、投資は、各サブ・ファンドのために毎日行われる。投資指図は、投資運用会社の投資運用チームにより提供され、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）のファンド・デスクおよびディーリンググループならびにS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社により管理される。外国為替のオペレーションおよび為替ヘッジは、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社が行う。

（中略）

(c) リスク管理、投資運用評価および法的管理

投資委員会は、毎月、ポートフォリオ・マネジャーとの間で、ポートフォリオ・レビュー・ミーティングを開き、各ポートフォリオのリスク要因について協議し、ファンドが過剰なリスク（資産クラス、投資テーマ、業種および戦略に関する過剰な連結集中が起こっている場合や、選定されたファンド間に過剰な相関性が存在する場合等。）にさらされているか否かを検討する。

投資行動は、指図取扱事務に関する主な事務リスク要因を考慮に入れた、投資運用会社の経営陣により承認された手続に準拠する。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用される制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

（後略）

<訂正後>

投資制限

サブ・ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

（中略）

サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用される制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

上記の投資制限に加え、サブ・ファンドは自身の資産の投資に関し、以下の投資制限に従う。

- デリバティブ取引の制限

サブ・ファンドはトレーディング・カンパニーを通じてヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引（差金決済されない通貨先渡取引を除く。）等を行っている。サブ・ファンドに関し、投資運用会社は、デリバティブ取引等の想定元本がサブ・ファンドの純資産総額を超えないように管理している（いわゆる簡便法）。

（後略）

3 投資リスク

（2）リスクに対する管理体制

<訂正前>

リスク管理の手段として、サブ・ファンドの投資運用が行われる事業地域に配置されている最高投資責任者（CIO）がサブ・ファンドのポートフォリオ・マネジャーと定期的にポートフォリオ・レビュー・ミーティングを開催し、様々なリスク要因を協議し、サブ・ファンドが過度のリスクにさらされていないか検証する。サブ・ファンドの投資運用を担当するポートフォリオ・マネジャーは、銘柄を選定し、投資のタイミングその他を決定するあらゆる権限を有しているが、ポートフォリオ・マネジャーによって構築されたポートフォリオはかかるミーティングで検証される。このような方法で情報を共有することにより、CIOは、ポートフォリオ・マネジャーが主導して行った判断の結果として生じるリスクを管理する制度を持つことが可能となる。

サブ・ファンドに関連する法令、規則、投資制限等のコンプライアンスは、運用部門とは完全に分離され、各事業部門に設けられるコンプライアンス部によって日常的に管理される。

（上記の体制は平成26年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。）

<訂正後>

リスク管理の手段として、サブ・ファンドの投資運用会社のアセット・マネジメントの責任者がサブ・ファンドのポートフォリオ・マネジャーと定期的にポートフォリオ・レビュー・ミーティングを開催し、様々なリスク要因を協議し、サブ・ファンドが過度のリスクにさらされていないか検証する。サブ・ファンドの投資運用を担当するポートフォリオ・マネジャーは、銘柄を選定し、投資のタイミングその他を決定するあらゆる権限を有しているが、ポートフォリオ・マネジャーによって構築されたポ

トフォリオはかかるミーティングで検証される。このような方法で情報を共有することにより、投資運用会社のアセット・マネジメントの責任者は、ポートフォリオ・マネジャーが主導して行った判断の結果として生じるリスクを管理する制度を持つことが可能となる。

サブ・ファンドに関連する法令、規則、投資制限等のコンプライアンスは、運用部門とは完全に分離され、各事業部門に設けられるコンプライアンス部によって日常的に管理される。

(上記の体制は平成27年1月1日現在のものであり、今後変更となる場合がある。)

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

<訂正前>

(前略)

管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.33% (平成26年5月1日以降0.35%) (うち年率0.32%は、下記 および 記載の投資運用会社および販売会社に対する報酬の支払いに充てられる。)の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

(中略)

投資助言報酬

サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対してS M B C日興証券株式会社は年率0.05%、日興グローバルラップ株式会社は年率0.15% (平成26年5月1日以降0.13%)の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。各投資助言会社に支払われる実際の料率は、報酬合意により更に詳細に定められる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.35% (うち年率0.32%は、下記 および 記載の投資運用会社および販売会社に対する報酬の支払いに充てられる。)の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

(中略)

投資助言報酬

サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対してS M B C日興証券株式会社は年率0.05%、日興グローバルラップ株式会社は年率0.13%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。各投資助言会社に支払われる実際の料率は、報酬合意により更に詳細に定められる。

(後略)

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

日本

平成26年6月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

ケイマン諸島

(中略)

米国外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)

ケイマン諸島は、2014年4月14日に効力が発生した米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)を実施するために、米国との間で(非互惠的)政府間協定(以下「US IGA」という。)のひな型1(b)に調印した。ケイマン諸島は英国との間で同様の政府間協定(以下「UK IGA」といい、US IGAと併せて「IGA」という。)に調印しており、さらなる政府間協定が見込まれている。また、IGAの効力を発生させるため、ケイマン諸島規則が2014年7月4日付で発せられている。当該規則に基づき、ケイマン諸島の税務情報局(以下「ケイマン諸島税務情報局」という。)はIGAの適用に関するガイドラインを発することが予定されている。IGAおよび授權法を遵守するケイマン諸島の金融機関(以下「FI」という。)は、FATCAのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足する者として取り扱われ、したがってFATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力口座を解約する必要はない。

US IGAは、FIを「報告FI」または「報告外FI」のどちらかに分類する。初期設定において、すべてのケイマンのFIは、報告外FIとしての適格要件を満たさない限り、報告FIとなる。報告外FIの分類は、US IGAの別紙2において特定されている。報告FIは、()米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)との間で「外国金融機関(FFI)契約」を締結することを義務付けられず、()グローバル仲介人識別番号を取得するためにIRSに登録することを義務付けられ、()口座が「特定米国人」により直接的または間接的に保有されているかを識別するために投資者に対するデュー・ディリジェンスを行うことを義務付けられ、かつ、()ケイマン諸島税務情報局に対してかかる特定米国人に関する情報提供を行うことを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、報告を受けた情報をIRSとの間で自動的に交換する。報告外FIは、かかる要件に従わないが、30%の源泉徴収税の課税を免除されるために、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して源泉徴収代理人に対して提出することが必要である。

FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項および関連規則に従い、ファンドへの支払に対して課されないが、ファンド、ファンドの投資者またはそれ以外の口座保有者が、FATCAもしくはUS IGAに基づく義務を遵守しないか、または、FATCAおよび/もしくはUS IGA(適用ある場合)に基づくファンドの義務に関してファンドに課される可能性があるそれ以外の義務を遵守しない場合には、この限りではない。ファンドがかかる源泉徴収税に服する場合、一般的に、関連する支払の30%の料率となる。現在のUS IGAの条項の下では、ファンドは、ファンドによる口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

UK IGAは、US IGAと同様の要件を課しているため、ファンドは、「特定英国人」により直接的または間接的に保有される口座の特定およびケイマン諸島税務情報局に対する当該特定英国人に関する情報の提供を義務付けられ、ケイマン諸島税務情報局は、毎年、英国の税務当局である英国歳入関税庁(以下「英国歳入関税庁」という。)との間で当該情報を交換する。ケイマン諸島政府は、第三国の財政当局(以下「海外財政当局」という。)に対する同様の報告体制を導入するために、US IGAおよびUK IGAと同様の追加的な政府間協定(以下「追加的政府間協定」という。)を第三国との間で締結することを見込んでいる。

投資者は、ファンドに投資する(または継続投資する)ことにより、以下の事項を認めているものとみなされる。

() ファンド(またはその代理人)は、投資者に関する一定の機密情報(投資者の氏名、住所、納税者識別番号(もしあれば)、社会保障番号(もしあれば)および投資者の投資に関連する一定の情報を含むが、これらに限られない。)をケイマン諸島税務情報局に開示するよう義務付けられることがある。

- () ケイマン諸島税務情報局は、上記に記載される通り、I R S、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局との間で自動的な情報交換を行うよう義務付けられることがある。
- () ファンド(またはその代理人)は、I R S、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局に登録する際に、また、かかる規制当局が追加的な照会のためにファンド(または直接その代理人)に連絡をしてきた場合、かかる規制当局に対して一定の機密情報を開示するよう義務付けられることがある。
- () ファンドは、ファンドがケイマン諸島税務情報局に対して開示するよう義務付けられることがある追加情報および/または書類を提供することを、投資者に対して要求することができる。
- () 投資者が要求された情報および/または書類を提供しない場合、ファンドは、かかる行為がファンドによる法令遵守違反またはファンドもしくはその投資者が関連法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展するか否かに関わらず、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。
- () U S I G A、U K I G Aもしくは追加的政府間協定のいずれかまたはこれらに基づく関連規制のいずれかを遵守するためにファンドによりまたはファンドのために講じられる対応措置または実施される救済措置の結果として生じる一切の損害または負債に対し、かかる対応措置または救済措置の影響を受ける投資者は、ファンド(またはその代理人)に対する請求権を有しないものとする。

(後略)

<訂正後>

(前略)

日本

平成26年12月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

ケイマン諸島

(中略)

ケイマン諸島金融機関報告制度およびF A T C A

ケイマン諸島は、国際税務コンプライアンスおよび情報交換の改善のため、2つの政府(1つは米国との間、もう1つは英国との間)の政府間協定に調印している。米国との間では、(非互恵的)政府間協定(以下「U S I G A」という。)のひな型1(b)が調印されたが、これは、米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「U S F A T C A」という。)の税務における自動的な情報交換に関する要件を発効させるものである。英国との間では、英国の課税対象となる居住者および居住法人に関する自動的な税務情報の交換について、同様の政府間協定(以下「U K I G A」といい、U S I G Aと併せて「I G A」という。)が調印された。

I G Aの効力を発生させるため、ケイマン諸島規則(以下、U S I G Aに関するものを「ケイマン諸島U S規則」、U K I G Aに関するものを「ケイマン諸島U K規則」といい、併せて「本件規則」という。)が2014年7月4日付で発せられている。本件規則に基づき、ケイマン諸島の税務情報局(以下「ケイマン諸島税務情報局」という。)はI G A(ケイマン諸島税務情報局により継続して見直され、定期的に改正される。)の適用に関するガイドライン覚書(以下「ガイドライン覚書」という。)を公布した。U S I G Aは、ケイマン諸島U S規則(ならびにこれを通じてU S I G Aおよびガイドライン覚書)を遵守するケイマン諸島の金融機関(以下「F I」という。)は、U S F A T C Aのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足する者として取り扱われ、したがってU S F A T C Aの要件を「遵守しているとみなされ」、源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力口座を解約する必要はないと定めている。対象となる法人が本件規則を遵守しない場合は違反となり、

かかる法人は陪審によらない有罪判決により罰金を科せられ、場合によっては、かかる法人の経営者が禁固刑に処せられることがある。特定の法人の支配者のほか、取締役、ジェネラル・パートナー、受託者、秘書役およびその他の類似する役員もまた、当該行為がかかる者の同意もしくは黙認により行われた場合またはその他かかる者の懈怠に起因する場合には起訴される可能性がある。

本件規則は、F Iを「報告F I」または「報告外F I」のどちらかに分類する。初期設定において、すべてのケイマンのF Iは、報告外F Iとしての適格要件を満たさない限り、報告F Iとなる。報告外F Iの分類は、関連するI G Aの別紙2の相互参照により、本件規則において定義されている。

U S F A T C Aに関連して、報告F Iは、ケイマン諸島U S規則に基づき、とりわけ、()米国内国歳入庁(以下「I R S」という。)との間で「外国金融機関(F F I)契約」を締結することを義務付けられず、()グローバル仲介人識別番号を取得するためにI R Sに登録することを義務付けられ、()口座が「特定米国人」により直接的または間接的に保有されているかを識別するために投資者に対するデュー・ディリジェンスを行うことを義務付けられ、かつ、()ケイマン諸島税務情報局に対してかかる特定米国人に関する情報提供を行うことを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、報告を受けた情報をI R Sとの間で自動的に交換する。報告外F Iは、かかる要件に従わない。報告F Iおよび報告外F Iの双方は、U S F A T C Aによる源泉徴収税(現在の料率は30%)の課税を免除されるために、自らのU S F A T C Aの地位に関して、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して源泉徴収代理人に対して提出することが必要である。U S F A T C A源泉徴収税は、U S I G Aの条項に従い、ファンドの受託会社たる受託会社への支払に対して課されない。ただし、当該受託会社が「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関(U S I G Aに定義される。)であるとみなされる場合はこの限りでない。ケイマン諸島U S規則は、受託会社に対して、U S F A T C Aその他のために受託会社による口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収することを義務付けていない。

ケイマン諸島U K規則は、ケイマン諸島U S規則と同様の要件を課しているため、トラストの受託会社としての受託会社は、「特定英国人」により直接的または間接的に保有される口座の特定およびケイマン諸島税務情報局に対する当該特定英国人に関する情報の提供を義務付けられ、ケイマン諸島税務情報局は、毎年、英国の税務当局である英国歳入関税庁(以下「英国歳入関税庁」という。)との間で当該情報を交換する。U K I G Aに関連する源泉徴収税に係る体制は一切存在しておらず、英国歳入関税庁への報告F Iの登録要件も一切存在しない。

ケイマン諸島政府は、第三国の財政当局(以下「海外財政当局」という。)に対する同様の報告体制を導入するために、U S I G AおよびU K I G Aと同様の追加的な政府間協定(以下「追加的な政府間協定」という。)を第三国との間で締結することを見込んでいる。

投資者は、ファンドに投資する(または継続投資する)ことにより、以下の事項を認めているものとみなされる。

- () 受託会社(またはその代理人)は、投資者に関する一定の機密情報(投資者の氏名、住所、納税者識別番号(もしあれば)、社会保障番号(もしあれば)および投資者の投資に関連する一定の情報を含むが、これらに限られない。)をケイマン諸島税務情報局に開示するよう義務付けられることがある。
- () ケイマン諸島税務情報局は、上記に記載される通り、I R S、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局との間で自動的な情報交換を行うよう義務付けられることがある。
- () 受託会社(またはその代理人)は、I R S、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局に登録する際に、また、かかる規制当局が追加的な照会のために受託会社(または直接その代理人)に連絡をしてきた場合、かかる規制当局に対して一定の機密情報を開示するよう義務付けられることがある。
- () 受託会社は、受託会社がケイマン諸島税務情報局に対して開示するよう義務付けられることがある追加情報および/または書類を提供することを、投資者に対して要求することができる。

- () 投資者が要求された情報および/または書類を提供しない場合、受託会社は、かかる行為が受託会社による法令遵守違反または受託会社もしくはファンドの投資者が関連法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展するか否かに関わらず、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。
- () US IGA、UK IGAもしくは追加的政府間協定のいずれか、本件規則またはこれらに基づく関連規制のいずれかを遵守するために受託会社によりまたは受託会社のために講じられる対応措置または実施される救済措置の結果として生じる一切の損害または負債に対し、かかる対応措置または救済措置の影響を受ける投資者は、受託会社（またはその代理人）に対する請求権を有しないものとする。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）海外における販売

テロ組織への資金供与に対するマネー・ロンダリング防止および身元確認手続

<訂正前>

（前略）

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、()犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島刑事手続法（2008年）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、また、()テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2011年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

<訂正後>

（前略）

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、()犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2014年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、また、()テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2011年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

4 資産管理等の概要

(5) その他

(二) 関係法人との契約の更改等に関する手続

< 訂正前 >

(前略)

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

投資運用契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資助言契約

投資助言契約は、管理会社が投資助言会社に対し、90日前までに書面による通知を行うことにより投資助言会社を解任した場合、または投資助言会社が管理会社に対し、90日前までに書面による通知を行うことにより辞任した場合に終了する。

投資助言契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

< 訂正後 >

(前略)

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

投資運用契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資助言契約

投資助言契約は、管理会社が投資助言会社に対し、90日前までに書面による通知を行うことにより投資助言会社を解任した場合、または投資助言会社が管理会社に対し、90日前までに書面による通知を行うことにより辞任した場合に終了する。

投資助言契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5 受益者の権利等

(3) 本邦における代理人

< 訂正前 >

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(中略)

() 日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

<訂正後>

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(中略)

- ()日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

- (4) エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(ヨーロッパ) (「投資運用会社」)

(イ) 資本金の額

平成26年2月末日現在、31,500,000ユーロ(約44億213万円)

(ロ) 事業の内容

エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(ヨーロッパ)は、ジュネーブのエドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイの子会社として昭和57年2月19日にルクセンブルグ法に基づき設立された会社である。同社は、昭和63年10月24日に銀行業務全般を行う認可を受けている。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- (4) エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(ルクセンブルク) (「投資運用会社」)

(イ) 資本金の額

平成27年1月1日現在、18,328,022.99ユーロ(約26億円)

(ロ) 事業の内容

投資運用会社は、ルクセンブルグ L - 2535 エマニュエル・セルベ通り20番に登記上の事務所を有する。同社は2002年7月25日に、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(ヨーロッパ)の子会社としてルクセンブルグの法律に基づき設立された。エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(ヨーロッパ)は、1924年に設立されたスイスの株式会社であり、ジュネーブ、ヘッセ通り18番に登記上の事務所を有するエドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイのルクセンブルグで存続する子会社として、1982年2月19日に設立された。投資運用会社の主な事業は、一任ポートフォリオ運用業務およびファンドの運用である。

(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

(4) エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(ヨーロッパ)

管理会社は、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(ヨーロッパ)を、管理会社の全般的な指揮、監督および責任に服しながら各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する投資運用会社として任命している。投資運用会社は、ルクセンブルグL - 2535エマニュエル・セルベ通り20番に登録された事務所を有する。同社は昭和57年2月19日に、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイの子会社としてルクセンブルグにおいて設立された。エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイは大正13年に設立されたスイスの会社であり、ジュネーブ、ヘッセ通り10番に登録された事務所を有する。

投資運用会社、そのマネージング・ダイレクター、従業員またはコンサルタントは、投資顧問契約に定められた事業活動以外の事業活動を行うことができる。

投資運用会社はルクセンブルグ金融監督委員会により規制されている。

投資運用会社またはその従業員、関係会社もしくはその従業員による義務の履行過程において、重過失、故意の不履行、悪意、現実の詐欺または未必の故意から発生した場合を除き、管理会社は投資運用会社に対して、サブ・ファンドの資産の一部を形成する投資資産（現金を含む）に対する権利主張、もしくは管理会社による投資顧問契約の違反の結果として投資運用会社が合理的に負担し、または投資運用会社が関係するサブ・ファンドに関して投資顧問契約に従って適正に行った行為から発生した、あらゆる経費、損失、請求および費用について、関係するサブ・ファンドの資産から補償を行う。投資顧問契約は、投資運用会社が管理会社に対して3か月前の書面による通知を行った場合、または投資顧問契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了する。

投資運用会社は、「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(4) エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(ルクセンブルク)

管理会社は、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(ルクセンブルク)を、管理会社の全般的な指揮、監督および責任に服しながら各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する投資運用会社として任命している。

投資運用会社またはその従業員、関係会社もしくはその従業員による職務の遂行過程において、重過失、故意の不履行、悪意、現実の詐欺または職務懈怠から発生した場合を除き、管理会社は投資運用会社に対して、サブ・ファンドの資産の一部を形成する投資資産（現金を含む。）に対する権利主張、もしくは管理会社による投資運用契約の違反の結果として投資運用会社が合理的に負担し、または投資運用会社が関係するサブ・ファンドに関して投資運用契約に従って適正に行った行為から発生した、あらゆる経費、損失、請求および費用について、関係するサブ・ファンドの資産から補償を行う。投資運用契約は、投資運用会社が管理会社に対して90日前の書面による通知を行った場合、または投資運用契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了する。

投資運用会社は、「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(後略)

別紙A 定義

<訂正前>

(前略)

A I F M

A I F M Dで定められた意味を有する。

（中略）

投資運用会社

ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるエドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）または各サブ・ファンド信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って各サブ・ファンドの投資運用者として任命されることがあるその他の個人もしくは法人をいう。

（後略）

<訂正後>

（前略）

A I F M

A I F M Dにおいて定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社をいう。

（中略）

投資運用会社

ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）または各サブ・ファンド信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って各サブ・ファンドの投資運用者として任命されることがあるその他の個人もしくは法人をいう。

（後略）